

答、第十四条に係り人の所組長又他長トストアリマスガ之ヲ
希望ノ様ニ変更スルコトハ出来マセン

✓ 第十六条ノ五、但シ業務上ハ本人ノ意思ニ任ズト記入サレタキコト

答、工場規則ニ業務上又其他ノ傷病ニリ終身其業務カニツク
コト能ハサルモノト認めラレタル時ハ職工ノ資格ヲ失フコトナリ
之ハ止ラザ得ナイ事デアリマシテ業務上終身職格ニツクコトノ出来
ナイ人ノ為ニ工場法ノ扶助規則ニシテ扶助料ヲ會社が出ス事
ニナツテ居リマスノデマカラ其ノ事ヲ承知シテ居ルレバ斯ノ様ノ
要成ハ出ナイ事ニナルデセウ。

✓ 第十八条、轉勤ハ本人ノ承諾ニ依ルモノト訂正
サレタキコト

答、

本人ノ意志ニ反シテ轉勤サセマセン

✓ 第二十一條、七時三十分ヨリ五十分迄ハ一歩引キニテ
入場ヲ許スト訂正セラレタキコト

答、

目下會社デ相談中一ナハ準備汽笛(七時
三十分)ヨリ始業汽笛(七時三十分)迄ニ來タ
人達ニ對シ月三回迄ハ其尽入場サセルガ三